

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する
政令案要綱

- 1．報復関税に係る対象品目を変更することに伴い、政令の題名を変更することとする。(題名関係)
- 2．報復関税に係る対象品目及び税率を変更することとする。(別表関係)
- 3．平成20年8月31日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を1年延長することとする。(第1条及び第2条関係)
- 4．この政令は、平成20年9月1日から施行することとする。